

稲沢市税条例の一部改正

問合先 市役所課税課 ☎0587(32)1193
ID 1001033

地方税法などの改正に伴い、条例の一部を改正しました。主な内容をお知らせします。

1 個人住民税

(1) 住宅ローン控除の拡充

消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策を講じます。

消費税率10%が適用される住宅の取得などをして、10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用します。

- 控除期間を3年延長（10年間⇒13年間）
- 11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定

※各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します

- ①建物購入価格の2%÷3年
- ②住宅ローン年末残高の1%

3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2%（2/3%×3年）」の範囲で減税します。

ただし、住宅ローン残高が少ない場合はこれまでどおり住宅ローン年末残高に応じて減税します。

個人住民税については、所得税額から控除しきれない額を、改正前の制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲内で個人住民税額から控除します。

※建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限

度額は、一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円（改正前の制度と同水準）

※入居10年目までは改正前の制度と同様の税額控除

(2) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とします（令和3年度分の個人住民税から適用）。

2 軽自動車税

(1) 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減
消費税率引き上げに伴う対応として、10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減します。

(2) グリーン化特例（軽課）の見直し

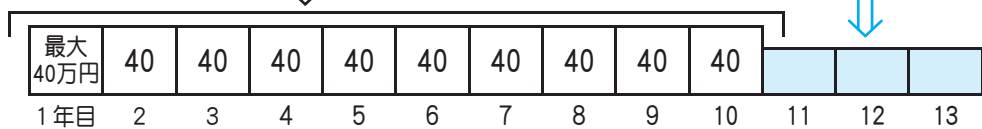
環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車などに限定します。

消費税率引き上げに配慮し、令和3年4月1日以後に初回新規登録などを受けた自家用乗用車（軽自動車）から適用します。

●住宅ローン控除の拡充のイメージ（一般住宅の場合）

改正前の住宅ローン控除
住宅ローン残高（最大4,000万円）の1%を控除（最大40万円）

控除期間を3年延長
消費税率2%引き上げの負担に着目し、建物購入価格の2%（2/3%×3年間）の範囲で減税



市役所都市計画課
☎0587(32)1486
ID 10005041

▼とき 6月30日(日)、午前10時～11時30分
▼ところ 総合文化センターホール
▼内容 総合まちづくり基本計画の説明、今後の進め方についてなど

国府宮駅周辺再整備のまちづくり基本計画説明会

市役所都市計画課
☎0587(32)1486
ID 10005041

▼とき 6月20日(木)、7月22日(金)①午前10時～11時②午後2時～3時
▼ところ 一宮税務署大会議室（一宮市栄四丁目）
▼対象 事業者の方
▼内容 消費税率引き上げに伴い実施される消費税の軽減税率制度について

消費税率の軽減税率制度説明会

一宮税務署
☎0586(72)4331
ID 10005057

稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会

市役所都市計画課
☎0587(32)1362
ID 10004674

希望する方は傍聴できます。

▼とき 6月28日(金)、午後2時～3時
▼ところ 市役所議員総会室
▼定員 10人(先着順)
▼内容 令和2年度から令和11年度を計画期間とする都市計画マスタープラン(市の都市計画に関する基本的な方針)と緑のマスタープラン(市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)の策定委員会
▼申し込み 当日、午後1時～1時30分に、市役所都市計画課へ

教科書展示会

市役所学校教育課
☎0587(32)1436

小・中学校で使用している教科書を展示します。

▼とき 6月8日(土)～30日(日)(月曜日を除く)
▼ところ 中央図書館調べも室

教育相談

市役所学校教育課
☎0587(32)1436

子どもの就学や障害などで困り事や悩み事がある保護者を対象とした相談会です。市の特別支援学級の教員が相談を受けます。秘密は厳守します。

▼とき ①7月24日(水)、午前9時15分～午後4時②7月26日(金)、午後1時～4時
▼ところ 勤労福祉会館
▼申し込み 6月27日(木)までに、市役所学校教育課へ(電話可)
▼その他 子どもの都合がつかない場合は一緒に参加してください



早期教育相談

市役所学校教育課
☎0587(32)1436

発達が気になる乳幼児期への入学前の子どもの保護者に対して

スポーツ

象とした相談会です。県の特別支援学校教員などが相談を受けます。秘密は厳守します。

▼とき ①7月25日(木)②7月26日(金)、午前10時～午後4時
▼ところ 一宮市教育センター(一宮市若竹三丁目)
▼申し込み 6月10日(月)までに、市役所学校教育課へ(電話可)



県立特別支援学校体験入学

市役所学校教育課
☎0587(32)1436

来年度入学予定で、障害があると思われる子どもを対象に、体験入学を実施します。

▼とき 小学部：①9月5日(木)②9月11日(水)、中学部：①9月6日(金)②9月11日(水)
▼ところ 県立いなざわ特別支援学校(一色森山町)

プレミアム付商品券参加店（取扱店）募集！

消費税率引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯向けにプレミアム付商品券が販売されます。この商品券を利用できる店舗などを募集します。

▶対象 原則として市内にある事業所（金融業、風俗業、公序良俗に反する事業を営む事業所を除く）
▶申し込み 6月3日(月)～28日(金)に、申込書に記入の上、郵送(〒492-8525 稲沢市朝府町15-20)、またはFAX(0587(23)6200)で稲沢商工会議所へ(用紙は申込先にあります。市のホームページからダウンロードもできます)
▶商品券の有効期限 10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

プレミアム付商品券がお手元に届くように

次のいずれかに該当する方で住民票の異動手続きをしていない場合は、6月14日(金)までに手続きしてください。

- ①住民税非課税（課税基準日…平成31年1月1日）
 - ②平成28年4月2日以降に生まれた子どもがいる
- ※住民票が異動できない方は問い合わせてください

プレミアム付商品券の制度・手続きは、「広報いなざわ7月号」でお知らせします

問合先 市役所商工観光課 ☎0587(32)1332

0587(35)2005
●手足が不自由な方
▼とき ①7月5日(金)②10月10日(木)
▼ところ 県立一宮特別支援学校(一宮市杉山)
0586(78)4635
●病気で療養している方
▼とき ①7月10日(水)②10月

29日(火)
▼ところ 県立大府特別支援学校(大府市森岡町)
☎0562(48)5311